

## 「国営公園及びレクリエーションの森の利用・管理等に関する行政評価・監視」の結果

総務省近畿管区行政評価局（局長：大寺廣幸）は、12月22日、「国営公園及びレクリエーションの森の利用・管理等に関する行政評価・監視」の調査結果に基づき、国土交通省近畿地方整備局及び林野庁近畿中国森林管理局に対して改善意見を通知した。

この通知は、近畿管区行政評価局及び福井、奈良、和歌山各行政評価事務所が8月～11月にかけて近畿管内に設置されている国営飛鳥歴史公園、淀川河川公園及び国営明石海峡公園の3国営公園、並びに、レクリエーションの森53箇所を調査した結果、国営公園については、①維持管理の適正化、②利用の促進、③管理委託契約の改善、また、レクリエーションの森については、①保護管理の効果的な推進、②利用の促進、③管理経営方針の見直し、④設定の見直し等の必要性が認められたことから、これらの改善を求めたものである。

### 1 背景事情

- 国が都市公園法に基づき設置・管理する「国営公園」は、レクリエーションの拠点としてだけでなく、都市圏の緑の保全、環境学習の場の提供、歴史的風土・文化財の保存・活用、地域交流の推進等に多様な役割を果たしている。
- 国は、平成10年に、国有林の管理経営の方針を、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換。公益的機能の確保を第一とする公益林のうち、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した箇所等を選んで整備している「レクリエーションの森」は、国民の森林とのふれあいや保健・文化・教育的な活動の場として広く利用されている。

### 2 調査実施時期

平成16年8月～11月（ただし、和歌山行政評価事務所は同時期、福井及び奈良行政評価事務所は10月～11月、レクリエーションの森のみ担当）

### 3 調査対象機関

近畿地方整備局、近畿中国森林管理局

### 4 調査担当

近畿管区行政評価局、福井行政評価事務所、奈良行政評価事務所、和歌山行政評価事務所

本件照会先

近畿管区行政評価局第2部

評価監視官：迫 さこ

電話：06-6941-8906

## 調査結果の概要

### 通知事項

#### I 国営公園関係

##### 1 国営公園の維持管理の適正化

- 近畿地方整備局では、国営飛鳥歴史公園、淀川河川公園及び国営明石海峡公園の施設等の維持管理を（財）公園緑地管理財団及び（財）河川環境管理財団にそれぞれ委託して実施。

##### [調査結果]

- 正式名称は「甘樫丘」であるが「豊浦」展望台と表示されている等案内表示板の不備等（飛鳥 10 件、淀川 10 件、明石 1 件、計 21 件）。
- トイレのドアの鍵が壊れており、内側から施錠が出来ないもの等施設の破損等（飛鳥 1 件、淀川 27 件、明石 1 件、計 29 件）。
- 使用禁止のトイレを放置（淀川 5 件）、車椅子用トイレのドアの鍵が施錠されたままで使用できない（淀川 5 件）。
- 3.5 メートル以上とすることとされている幅員が、一般車両用の幅員（2.5 メートル）と同程度であるため車椅子が使用できない例（飛鳥 2 件、淀川 4 件、計 6 件）。この中には、開渠の側溝の横に車椅子用駐車場を設置しているため、車椅子が側溝に落ちる恐れのある例あり（淀川 2 件）。
- 駐車台数が 200 台までは 50 台につき 1 台の車椅子用駐車場を整備することとなっているが、駐車台数 79 台の駐車場を整備しながら車椅子用駐車場が皆無の例等（淀川 7 件）。
- 休憩施設で分煙化が図られていないため、幼児や小中学生等多くの人が受動喫煙の被害を受けている（飛鳥 6 件）。
- この他、誘導ブロックの色が床面と同系色となっており、かつ幅も 3 センチメートル程度と狭く、弱視者も含め識別しにくい誘導ブロックが設置されている例（明石 1 件）等。

##### [改善意見]

近畿地方整備局は、利用者に安全で快適な憩いの場を提供する観点から、国営飛鳥歴史公園事務所、淀川河川事務所及び国営明石海峡公園事務所に対して、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 案内表示板の不備、施設の破損、廃棄物の放置等の不適切な事例及び法令等による基準への対応が不十分な事例について速やかに改善を図ること。
- ② 公園施設の維持管理について、定期的にチェックリスト等を用いて実態調査を実施するなどの確な現地確認を行うこと。

##### 2 国営公園の利用の促進

- 昭和 52 年 3 月に開園した淀川河川公園の利用者は平成 15 年度には 506 万人、昭和 49 年

7月に開園した国営飛鳥歴史公園は、昭和61年度の162万人をピークに減少傾向にあり平成15年度86万人と半減、平成14年3月に開園した国営明石海峡公園は、平成14年度15.4万人、15年度14.7万人とほぼ横ばい。

#### [調査結果]

##### ○ 施設の利用状況

淀川河川公園の施設の中には利用状況（平成15年度の利用者数）が、①島本地区及び大塚地区のゲートボール場は島本地区5人、大塚地区0人、②大塚地区の陸上競技場は150人、③仁和寺野草地区のディスクゴルフ場は、13人と低調なものあり。

##### ○ 障害者等への事前情報提供

利用者に配布している公園マップ及びホームページに車イス通行路等の記載がないため、車イスで利用できる遊歩道等をあらかじめ知ることができない例（国営飛鳥歴史公園、淀川河川公園）あり。

##### ○ 案内板への外国語表示

淀川河川公園及び国営明石海峡公園では、外国語案内板が設置されていない。

#### [改善意見]

近畿地方整備局は、国営公園のより一層の利用促進の観点から、国営飛鳥歴史公園事務所、淀川河川事務所及び国営明石海峡公園事務所に対して、以下の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 淀川河川公園において利用が低調な施設については用途変更を含め対策を実施すること。
- ② 国営飛鳥歴史公園及び淀川河川公園において車イス通行路等を記載したマップの作成及びホームページへの掲載を実施すること。
- ③ 淀川河川公園及び国営明石海峡公園において同公園を利用する外国人の利便性を高めるため、外国語による案内板を設置すること。

### 3 国営公園の管理委託契約の改善

##### ○ 国が行う契約は、競争契約が原則

○ 近畿地方整備局では、国営公園の維持管理業務について業務のアウトソーシングの観点から、一括して会計法の特例により随意契約で(財)河川環境管理財団及び(財)公園緑地管理財団に委託。

#### [調査結果]

○ 淀川河川公園の場合、植物管理、建物管理、工作物管理、清掃等7業務及び河川の維持管理費に要する費用を含め1,082,697,000円(平成15年度業務委託費、公園分220,697,400円、河川分861,999,600円)で(財)河川環境管理財団へ随意契約で一括して委託。国営飛鳥歴史公園及び国営明石海峡公園の場合は、(財)公園緑地管理財団へ随意契約で一括して委託(国営飛鳥歴史公園：6業務、同年度業務委託費209,800,000円、国営明石海峡公園：

6業務、同年度業務委託費 454,500,000 円)。

- 一括して委託されている業務の中には個別でみると競争契約に付する可能性あり。国営飛鳥歴史公園では、従前委託していた草刈り工事を平成 15 年度には委託せず競争契約を実施。

**[改善意見]**

近畿地方整備局は、契約における透明性・競争性を確保する観点から、国営飛鳥歴史公園、淀川河川公園及び国営明石海峡公園の維持管理業務について、管理財団に一括して委託している維持管理業務の内容を精査し、維持管理業務に含まれる個々の業務のうち、合理的な理由がないものについては、財団の委託業務に含めず、別途競争入札に移行する措置を講ずる必要がある。

## II レクリエーションの森関係

### 1 「レクリエーションの森」の保護管理の効果的な推進

- 「レクリエーションの森」の全体的な保護管理は森林管理署等が担当しているが、このうち「自然休養林」等については利用施設の経営者、関係地方公共団体及び利害関係者の協力を得て「保護管理協議会」を結成、保護管理体制の充実を図ることとなっている。
- 「レクリエーションの森」では、利用者の自主的な協力を得て協力金を収受し、利用施設の整備や環境美化等の事業を行う「森林環境整備推進協力金事業」を実施できることとなっている（当局管内では4箇所の「レクリエーションの森」で実施。）。

#### [調査結果]

- 「レクリエーションの森」内の利用施設の中には破損や老朽化等により利用に支障が生じていたり美観を損ねているもの、利用者事故防止のため安全確保対策が必要なもの等維持管理の適正化が必要と考えられる例（現地調査を実施した18箇所のうち11箇所）。
- 「自然休養林」で「保護管理協議会」が未設置となっている例（近江湖南アルプス自然休養林）、又は協議会構成員の見直しが必要と考えられる例（紀泉高原自然休養林）
- 「森林環境整備推進協力金事業」の実施実績が低調又は運用休止状態となっている例（鉢伏山野外スポーツ地域、近江湖南アルプス自然休養林奥島地区、奥伊吹野外スポーツ地域）。
- 森林管理署が「レクリエーションの森」の保護管理（巡視、ゴミの清掃・歩道修理等）にNPO法人・ボランティア団体等の協力を得て効果を上げている例（明治の森箕面自然休養林、松原風景林、大和三山風景林、紀泉高原自然休養林等5箇所）。
- 国民の自然とのふれあいに対する関心が高まるなか「レクリエーションの森」内でも利用者の事故等が発生しているが、紀泉高原自然休養林では、地元消防組合が携帯電話で緊急通報を行う場合の通報位置特定のためのプレートハイキングコース沿いに設置。

#### [改善意見]

近畿中国森林管理局は、「レクリエーションの森」の保護管理の効果的な推進を図る観点等から、次の措置を講じる必要がある。

##### 1 「レクリエーションの森」の維持管理の適正化

- (1) 老朽施設・破損施設の補修又は撤去、展望地点からの眺望の確保、遊歩道周辺の草刈り等の適切な実施
- (2) 遊歩道等からの転落防止柵の設置等利用者安全対策の実施
- (3) 利用者サービス改善のための道標等案内表示の見直し

##### 2 「自然休養林」における「保護管理協議会」の設置又は既存協議会の充実（構成員の拡大）による関係者間の連携・協力体制の強化

- 3 実績が低調又は運用休止状態となっている「森林環境整備推進協力金事業」の活性化
- 4 NPO法人・森林ボランティア団体等の行う自主的な森林づくり活動・森林保全活動との連携・協力による「レクリエーションの森」の保護管理の充実・強化の一層の推進
- 5 携帯電話の広範な普及を踏まえ、携帯電話により「レクリエーションの森」内から119番通報を行う場合の通報位置特定システムの整備（通報位置プレートの設置等）等緊急時対策に係る関係機関との連携の推進

## 2 「レクリエーションの森」の利用の促進

- 「レクリエーションの森」が国民に広く効果的に利用されるためには、事前に、利用のための情報を、誰もが簡単に入手できる方法で、広く提供する必要がある。
- 当局管内の一部の「レクリエーションの森」では、バリアフリー遊歩道や車イス対応トイレの整備が行われている（松原風景林、近江湖南アルプス自然休養林、明治の森箕面自然休養林）。
- 「レクリエーションの森」をフィールドとして、森林管理署等による「森林教室」等の森林環境教育の取り組みが行われている例がみられる。

### [調査結果]

- インターネット（森林管理局・森林管理署等のホームページへの掲載等）を活用した「レクリエーションの森」の利用情報の提供が不十分な例あり。
- 障害者等の利用に対する配慮について、更に改善を要する例。
  - ・出入口に段差等のある車イス対応トイレ（松原風景林、明治の森箕面自然休養林）
  - ・障害者の利用に対する配慮措置（障害者専用駐車場の整備、身体障害者割引の実施等）の情報提供が不十分（近江湖南アルプス自然休養林）等

### [改善意見]

近畿中国森林管理局は、「レクリエーションの森」の一層の利用の促進を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。

- 1 森林管理局および森林管理署等のホームページにおける「レクリエーションの森」の利用情報の提供の推進
- 2 「レクリエーションの森」の施設整備及び利用情報の提供における障害者に対する配慮措置の改善
- 3 学校における総合的学習時間の導入、環境教育推進法の施行、森林環境教育における国有林の活用方針（国有林野の管理経営に関する基本計画）等を踏まえ、「レクリエーションの森」を活用した森林環境教育事業（森林教室、林業体験等）の積極的推進

## 3 「レクリエーションの森」の管理経営方針の見直し

- 「レクリエーションの森」の管理経営に当たっては、施設整備や森林整備等の基本方針、設置施設の計画を主たる内容とする「管理経営方針書」を策定する。

### [調査結果]

- レクリエーション需要の減少により、施設計画において整備対象となっている施設の半数の整備が保留されたままとなっており、今後の整備見通しについて再検討が必要な例（鉢伏山野外スポーツ地域）、自然休養林内の主要施設である国設の野営場が施設の老朽化やニーズの変化等により利用休止又は利用低迷状態にある例あり（近江湖南アルプス自然休養林一丈野地区・奥島地区）

#### [改善意見]

近畿中国森林管理局は、「レクリエーションの森」の効果的な管理経営の推進を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。

- 1 施設整備が中断している「レクリエーションの森」について、今後の整備見直しについて再検討を行い、需要動向等の変動に対応した効果的な管理経営方針となるよう、利用目標、施設整備・利用方法の基本方針、施設計画等の見直しを図ること。
- 2 主要施設が利用休止又は利用低迷している「レクリエーションの森」については、施設の廃止も視野に入れて今後の対応策を検討するとともに、廃止する場合は跡地活用、廃止後の「レクリエーションの森」全体の新たなレクリエーション利用のあり方等について管理経営方針の見直しを行うこと。

#### 4 「レクリエーションの森」の設定の見直し

- 「レクリエーションの森」は、国有林野の位置及び交通条件、観光レクリエーション資源の特色、需要動向予測等を踏まえ、おおむね10年以内に「レクリエーションの森」として整備すべき国有林野を対象に選定する。

#### [調査結果]

- i) 「レクリエーションの森」としての実態が消失しており、設定の廃止が適当と考えられる例、ii) 現行の「管理経営方針書」において設定趣旨に応じた施設計画が作成されておらず、今後も作成が見込めない場合、設定の廃止又はタイプ区分の変更を検討する必要があると考えられる例、iii) 「レクリエーションの森」として設定後、予定した施設整備事業がまったく着手されておらず、今後も事業の実現可能性が認められない場合、設定の廃止を検討する必要があると考えられる例等設定の見直しが必要と考えられる例がみられた(8箇所)

#### [改善意見]

近畿中国森林管理局は、「レクリエーションの森」の設定の適正化を図る観点から、地元市町村のレクリエーションに関する計画、関係機関等の意見、その他社会経済情勢等を踏まえて、既存設定内容の見直しを行う必要がある。

## 国営公園の概要 (近畿管区局管内)

| 公園名称              | 国営飛鳥歴史公園  | 淀川河川公園  | 国営明石海峡公園  |
|-------------------|---|---|---|
| 事業年度              | 昭和46年度～   | 昭和47年度～   | 平成5年度～  |
| 開園年月日             | 昭和49年7月   | 昭和52年3月   | 平成14年3月   |
| 区分                | □号公園<br>(我が国固有の優れた文化的資産の保存、活用のため)   | イ号公園<br>(広域の見地から設置)   | イ号公園<br>(広域の見地から設置)   |
| 都市公園法第2条第1項第2号の区分 |   |   |   |
| 所在地               | 奈良県高市郡明日香村  | 大阪府大阪市、寝屋川市、枚方市、守口市、高槻市、摂津市、島本町、京都府八幡市、大山崎町   | 兵庫県神戸市、兵庫県津名郡淡路町、東浦町  |
| 計画面積              | 61ha  | 962ha   | 330ha   |
| 開園面積              | 46.1ha  | 226.4ha   | 30.1ha  |
| 主要施設              | <p>(祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区)</p> <p>(祝戸地区7.4ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>芝生広場</li> <li>展望台(2)</li> <li>自転車置場(1)20台</li> <li>トイレ(1)身障者用設置</li> <li>研修宿泊所「祝戸荘」</li> </ul> <p>(石舞台地区4.5ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>芝生広場</li> <li>自転車置場(2)</li> <li>駐車場(普通13、身障2)</li> <li>休憩所(2)</li> <li>多目的休憩所(1)イベント利用可</li> <li>トイレ(2)身障者用設置</li> <li>売店(1)</li> <li>古墳(1)石舞台古墳*有料</li> </ul> <p>(甘樫丘地区25.1ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>芝生広場</li> <li>展望台(2)</li> <li>自転車置場(5)</li> <li>駐車場(普通30、身障2)</li> <li>休憩所(3)</li> <li>トイレ(3)身障者用設置</li> <li>万葉植物園路、万葉植物花壇</li> </ul> <p>(高松塚周辺地区9.1ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>芝生広場</li> <li>自転車置場(3)</li> <li>駐車場(普通36、大型8、身障2)</li> <li>休憩所(2)</li> <li>トイレ(3)身障者用設置</li> <li>古墳(2)高松塚、中尾</li> <li>国営飛鳥歴史公園館</li> <li>高松塚壁画館*有料</li> </ul> | <p>[自然地区、野草広場地区、施設広場地区、景観保全地区]</p> <p>(自然地区206.4ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然観察施設、展望施設</li> </ul> <p>(野草広場地区379.5ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四季の野草、湿性植物植栽</li> <li>タマリなどの整備</li> </ul> <p>(施設広場地区363.5ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ・レク施設</li> <li>野球場(36)</li> <li>テニスコート(55)</li> <li>陸上競技場(7)</li> <li>サッカーラグビー場(7)</li> <li>フットサルコート(3)</li> <li>パターゴルフホール(27)</li> <li>ゲートボールコート(8)</li> <li>ストリートバスケツト場(4)</li> <li>ローラースケート場(1)</li> <li>プール・アイスアリーナ(1)</li> <li>ディスクゴルフホール(9)</li> <li>ピクニック広場(1)</li> <li>駐車場(2,479台)</li> <li>巡視員管理所(19)</li> </ul> <p>(景観保全地区12.7ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修景施設、休養施設、遊歩道</li> </ul> | <p>(淡路地区、神戸地区)</p> <p>(淡路地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>花の丘道(散策道)</li> <li>月のテラス(眺望ポイント)</li> <li>水の岩戸(人造滝)</li> <li>天壇テラス(ロックガーデン風眺望ポイント)</li> <li>空のテラス(公園のランドマーク)</li> <li>灘川とせせらぎ広場(護岸広場)</li> <li>芝生広場(4.3ha)</li> <li>移ろいの庭(散策庭)</li> <li>海のテラス(大阪湾眺望)</li> <li>パームガーデン(南国風庭園)</li> <li>子供の森(大型遊具、水辺)</li> <li>滝のテラス(滝の合間水上テラス)</li> <li>花の島(ボートでの水路めぐり)</li> <li>レストラン花屋敷(軽食、飲物)</li> <li>ポプラの丘(海を眺める傾斜地)</li> <li>大地の虹(花壇)</li> <li>花火鳥(造形物)</li> <li>タコピアリー(造形物)</li> <li>ビジター棟(案内所、救護室)</li> </ul> <p>(神戸地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心ゾーン</li> <li>野遊びゾーン</li> <li>棚田ゾーン</li> <li>林間宿泊ゾーン</li> </ul> <p>「身近な森」としての公園整備を予定</p> |
| 公園の管理             | (財)公園緑地管理財団 飛鳥管理センター(明日香村)  | (財)河川環境管理財団 大阪事務所(守口市)  | (財)公園緑地管理財団 明石海峡公園管理センター(淡路町)   |
| 公園の整備             | 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所(明日香村)   | 近畿地方整備局 淀川河川事務所(枚方市)  | 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所(神戸市)  |

| 公園名称             | 国営飛鳥歴史公園   | 淀川河川公園  | 国営明石海峡公園   |
|------------------|--|---|--|
| 有料施設             | 研修宿泊所〔祝戸荘〕<br>・宿泊（1泊2食）<br>9人以下：7,875円/1人<br>10人以上：6,930円/1人<br>・宿泊以外<br>315円/1人/3時間まで<br>*飛鳥保存財団の運営<br><br>〔高松塚壁画館〕<br>一般大人：250円<br>一般学生：130円<br>一般小人：70円<br>団体大人：200円<br>団体学生：100円<br>団体小人：50円<br>・団体/30名以上<br>*飛鳥保存財団の運営<br><br>〔石舞台古墳〕<br>一般大人：250円<br>一般高校：200円<br>一般中学：150円<br>一般小学：100円<br>団体大人：200円<br>団体高校：150円<br>団体中学：100円<br>団体小学：70円<br>・団体/30名以上 | 〔テニスコート〕<br>平日<br>1面1時間：820円<br>土日祝日<br>1面1時間：1,120円<br><br>〔パターゴルフ〕 仁和寺<br>平日（1ラウンド2時間以内）<br>大人：520円<br>65歳以上・小学生以下：260円<br>土日祝日<br>大人：720円<br>65歳以上・小学生以下：360円<br><br>〔野球場〕<br>全曜日、2時間、1,200円<br>（少年野球も同料金） | 〔入園料金〕<br>一般大人：400円<br>一般子供：80円<br>団体大人：280円<br>団体子供：50円<br><br>〔駐車料金〕<br>大型車：1,600円<br>普通車：500円<br>二輪車：100円 |
| 利用者数<br>(平成14年度) | 873,103 人  | 5,133,423 人   | 154,245 人  |

(注) 本表は、平成15年3月末現在

資料 主な事例

(国営公園関係)

- 1 道路側でなく反対側に取り付けられている案内表示板(国営飛鳥歴史公園・石舞台地区)



- 2 破損したまま放置されている樹木銘板(国営飛鳥歴史公園・甘樫丘地区)



3 展望台周辺の樹木が伸びているため展望がきかない展望台（国営飛鳥歴史公園・祝戸地区）



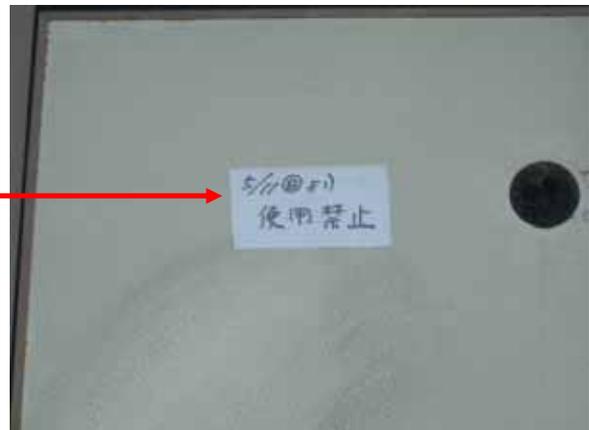
4 分煙化されていない休憩施設（国営飛鳥歴史公園・高松塚周辺地区）



5 長期間放置されている廃棄車両（国営淀川河川公園・赤川地区駐車場）



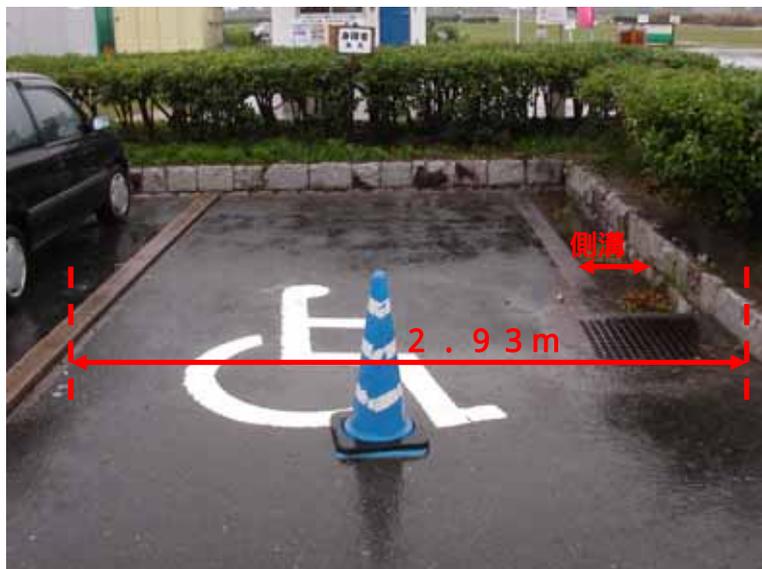
6 1年以上放置されている使用禁止トイレ（国営淀川河川公園・長柄河畔地区）



7 バイク乗り入れ禁止の公園内へのバイクの進入（国営淀川河川公園・海老江地区）



8 幅員がハートビル法の基準（3.5m以上）より狭く、車椅子が側溝に落ちる恐れがある身体障害者用駐車スペース（国営淀川河川公園・太間地区）



9 屋根シートが破れているパラソル（国営明石海峡公園・淡路地区）



10 視覚障害者が識別しにくい点字ブロック（国営明石海峡公園・淡路地区）



## 資料2 レクリエーションの森関係

### 「レクリエーションの森」とは

林野庁では、国有林野のうち自然景観に優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、広く国民の保健・文化・教育的な利用に供している。

「レクリエーションの森」は、森林の特性や利用の形態等に応じ「自然観察教育林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」、「風景林」、「風致探勝林」、「自然休養林」の6種に区分され、それぞれのタイプ区分に応じた施設（スポーツ施設、滞在施設、休養施設、遊歩道等）が整備されている。

当局の管内（福井県及び近畿2府4県）には、平成16年4月1日現在、53箇所、面積にして約7,900haの「レクリエーションの森」が設定されており、年間約1,000万人（平成15年度、近畿中国森林管理局調べ）が利用している。

「レクリエーションの森」の制度の変遷

昭和43年度 自然休養林制度の創設

昭和48年度 自然休養林制度を包含して「レクリエーションの森」制度を創設

平成2年度 「レクリエーションの森」のタイプ区分の再編

### 「レクリエーションの森」のタイプ区分とは

| 種 類      | 対 象 と す る 国 有 林 野  |
|----------|--|
| 自然観察教育林  | ア 当該地方の自然を特色づけ、かつ変化に富み、地元あるいは近隣市町村の小中学生の自然科学教育に適した地域<br>イ 当該地方の特異な自然景観であって自然探勝等それに接し学ぶことにより、国民の自然科学的興味を助長させることに適した地域<br>ウ 森林の役割、森林施業等について国民の認識を高めることに適した地域 |
| 森林スポーツ林  | キャンプ、クロスカントリースキー、フィールドアスレチック、サイクリング等森林を主体とする野外スポーツの場として適した地域   |
| 野外スポーツ地域 | スキー場、総合運動場等のスポーツ施設、ホテル、民宿等の滞在施設等の設置に適した地域及其周辺の森林であって、当該施設と一体となって管理することが適当な地域   |
| 風 景 林    | 次に掲げるような地域であってレクリエーション施設の整備が行われない又はごく軽微なものに限られるもの<br>ア 名所、旧跡、社寺等の背景にあり、これら名所等と一体となって優れた景観を作り出している地域<br>イ 主要な休息地、道路等に接する森林で、レクリエーション利用上の近景林                 |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>として風致の維持を図る必要のある地域</p> <p>ウ 主要な景観展望地点等から望見される森林で、レクリエーション利用上の遠景林として特に風致の維持に配慮する必要のある地域</p>   |
| 風 致 探 勝 林 | <p>湖沼、渓谷と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種、林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等であって、休養施設、宿泊施設等の設置により、自然探勝等の森林内における休養活動を助長することに適した地域</p>  |
| 自 然 休 養 林 | <p>次の2要件を満たす地域で、上記自然観察教育林から風致探勝林に準じ、自然観察教育ゾーン、森林スポーツゾーン、野外スポーツゾーン、風景ゾーン及び風致探勝ゾーンに細分される。</p> <p>ア 国有林野たる森林を主体とした景観の優れている地域であって、自然探勝、登山、ハイキング、キャンプ、スキー、避暑等の自然休養的利用に現に供しているもの、又は将来、供することが確実に予想されるもの。</p> <p>イ 森林の自然休養的利用と国土保全機能及び林業経営との調整が図られる地域であって、概ね500㏊の規模を有するもの、又は当該地方における都市化の状況、居住人口、既存施設、森林の配置状況、レクリエーション需要等に照らしふさわしい規模を有するもの</p> |

「レクリエーションの森」のタイプ区分別・府県別設置数

平成16年4月1日現在

| 区 分      | 福井 | 滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 計      |
|----------|----|----|----|----|----|----|-----|--------|
| 自然観察教育林  |    |    |    |    | 5  | 1  | 1   | 7      |
| 森林スポーツ林  |    |    | 1  |    | 2  |    |     | 3      |
| 野外スポーツ地域 | 2  | 1  |    |    | 3  |    |     | 6      |
| 風景林      | 4  | 2  | 3  |    | 17 | 3  | 3   | 32     |
| 風致探勝林    |    |    |    |    | 1  |    |     | 1      |
| 自然休養林    |    | 1  |    | 2  | 1  |    | 1   | 5(4)   |
| 計        | 6  | 4  | 4  | 2  | 29 | 4  | 5   | 54(53) |

(注) 1 「紀泉高原自然休養林」は大阪府と和歌山県にまたがって設置されているため、大阪と和歌山の両府県にそれぞれ計上した。計欄の( )は設置の実数である。

2 全国の設定数は1,254箇所(平成15年4月1日現在)である。

## 「レクリエーションの森」の利用者数

| 区 分      | 設置数 | 利 用 者 数    |           |
|----------|-----|------------|-----------|
|          |     | 平成 14 年度   | 平成 15 年度  |
| 自然観察教育林  | 7   | 671,700 人  | 673,700 人 |
| 森林スポーツ林  | 3   | 15,000     | 14,400    |
| 野外スポーツ地域 | 6   | 968,100    | 979,451   |
| 風景林      | 32  | 5,817,050  | 5,373,610 |
| 風致探勝林    | 1   | 43,100     | 36,100    |
| 自然休養林    | 4   | 3,232,500  | 3,081,000 |
| 計        | 53  | 10,747,450 | 10158,261 |

(注) 1 「設置数」は、平成 16 年 4 月 1 日現在。

2 「利用者数」は、近畿中国森林管理局調べによる。

## 近畿における「レクリエーションの森」の例

### 〔明治の森箕面自然休養林〕

明治の森箕面国定公園の中心地で、東海自然歩道の西の起点に当たる。天然記念物のサル生息地、広葉樹林と造林地のコントラストが面白い。山頂部からの大阪平野の眺望は素晴らしい。付近には古刹「勝尾寺」がある。//ハイキング、自然探訪、森林浴（大阪府箕面市、昭和 50 年 3 月 31 日設定）



### 〔宝塚自然休養林〕

宝塚市北部の丘陵地。アカマツ、コナラ、ソヨゴ、サクラ等の針・広混交林。サクラの名所として3年がかりでサクラ1,000本を植栽。国有林に隣接して古刹「中山寺」がある。//森林浴、ハイキング、自然観察（兵庫県宝塚市、昭和50年3月31日設定）



### 〔鉢伏山野外スポーツ地域〕

旧北陸街道で最大の難所木ノ芽峠周辺に、今庄365スキー場がある。鉢伏山山頂からは敦賀湾が望め、360度の大パノラマ。木ノ芽峠の茶屋、言奈地蔵、石だたみの街道、板取の宿等が近い。//スキー場、登山、森林浴、歴史探訪、ハイキング（福井県今庄町、平成14年2月21日設定）



### 〔東山風景林〕

京都市の東方、東山 36 峰のうち 14 峰を占め、市街地から穏やかな山容が眺望される京都市のシンボル。銀閣寺、清水寺、南禅寺の有名寺院の重要な借景で、林内には縦横に遊歩道が走る。高台寺山山頂へは東山ドライブウェイが通じ、展望所からの京都市街の眺めは絶景。//山裾の寺社巡り。ハイキング、バードウォッチング（京都市東山区、平成 6 年 4 月 1 日設定）



### 〔春日山自然観察教育林〕

春日大社の背後の森林で、世界文化遺産春日山原始林に隣接。高円山ドライブウェイが林内を走る。林内に地獄谷石窟仏、春日山石窟仏がある。//ハイキング、植物観察、昆虫観察、バードウォッチング、歴史探訪（奈良市、昭和 48 年 4 月 1 日設定）



## 【紀泉高原自然休養林】

大阪府と和歌山県にまたがる起伏に富んだ高原。最高峰の雲山峰からは和歌山平野、淡路島、和泉平野、六甲山系、関西国際空港等雄大な眺望が広がる。大人から子供まで楽しめる。//ハイキング、自然探勝。



記事及び写真は、近畿中国森林管理局ホームページより抜粋

### 「保護管理協議会」の活動例

#### 【宝塚自然休養林保護管理協議会】

（構成）

宝塚市、宝塚市教育委員会、兵庫県、宝塚警察署、宝塚市消防本部、阪急電鉄、観光協会、その他地元ロータリークラブ・ライオンズクラブ等

（事業内容）

一般管理補修事業

主要施設の清掃、広場の除草、トイレ管理（月1回）及び修理、スズメバチの駆除等全般的な管理

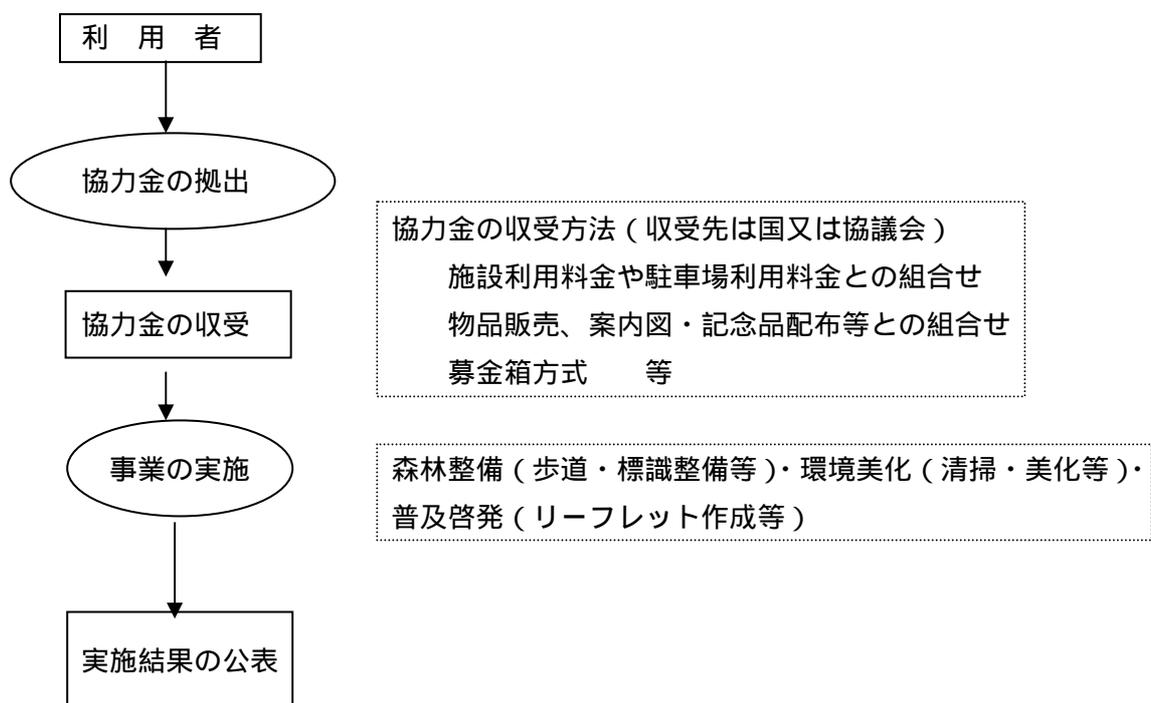
啓発活動事業

利用者のゴミ持ち帰り運動

タバコ等による山火事の防止啓発

クリーンハイキング

## 「森林環境整備推進協力金事業」の概要



「明治の森箕面自然休養林」の協力金募金箱



維持管理の適正化が必要な例



床が抜け落ちているトイレ  
(奈良県高取山風景林)



利用者がいないため草木が繁茂し、  
通行不能となっている遊歩道(奈良  
県春日山自然観察教育林)



破損し足部分だけが残っているテー  
ブル(大阪府明治の森箕面自然休養林)



老朽化し地図が消えて利用できない  
オリエンテ - リングマスターマップ  
(兵庫県宝塚自然休養林)



破損が著しい休憩施設兼避難施設  
(和歌山県紀泉高原自然休養林)



周囲が樹木に覆われ、眺望がきかな  
い展望所(和歌山県新宮風景林)



山腹の歩道の谷側を土盛りして休憩施設(東屋等)の用地を造成しており、歩道に接する面を除く2面の法面(高さ約3メートル)が切り立っているが、柵や車イスの脱輪防止用の立ち上がりがない(近江湖南アルプス自然休養林)



駐車場からバリアフリー歩道につながる道路について道路幅の関係から車イスが安全に通行するための歩道等が設けられておらず、白線で標示された路側帯も車椅子での通行に十分な幅が確保されていない(松原風景林)

### 119番通報時の位置特定プレートの設置の概要

紀泉高原一帯は大阪側及び和歌山側も集落に近接しており携帯電話も比較的通じやすいことから非常時には携帯電話による通報が有効である。しかし、携帯電話による通報によっても、登山道入り口から 分程度登ったところ等の内容では要救助箇所を特定しがたいことから、阪南岬消防組合消防本部では、同消防組合の職員の発案で、平成16年9月、紀泉高原自然休養林の主要なハイキングコースに、ハイキング途中の事故急病等救急・救助事案等発生時の通報位置を特定しやすくするための看板を約37枚(歩行距離約10分ごとに設置)設置した。

なお、消防組合が設置された平成13年4月以降、自然休養林を含む紀泉高原内からの救助要請が2件(足の捻挫(上孔子地区北東山林) 道に迷う(札立山))(いずれも「レクリエーションの森」外)あり、10年ほど前には「レクリエーションの森」内の雲山峰周辺で心臓発作による死亡事故が発生している。



← 消防組合が設置したプレート

障害者・高齢者等の利用に配慮した歩道の整備例



バリアフリー歩道の整備例（松原風景林）



一般の遊歩道（松原風景林）



「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づき、車イス使用者、高齢者、ベビーカーの利用に配慮した遊歩道（近江湖南アルプス自然休養林一丈野地区「たまみずきの道」）



**障害者に対する配慮措置の改善が必要な例**



車イス対応トイレ入口の段差  
(松原風景林)



奥の車イス対応トイレへの  
通路が階段状となっている  
(明治の森箕面自然休養林)

**「レクリエーションの森」の設定の見直しが必要と考えられる例**

| 見直しの内容  | レクリエーションの森名               |
|---|---------------------------|
| レク森としての実態を消失しており、設定の廃止が適切と考えられるもの   | 甲山野外スポーツ地域                |
| 現行の「管理経営方針書」においてレク森の設定趣旨に応じた施設計画が作成されておらず、今後も作成が見込めない場合、設定の廃止又はタイプ区分の変更を検討する必要があると考えられるもの | スイス村森林スポーツ林<br>札幌山森林スポーツ林 |
| レク森として設定後、予定した施設整備事業がまったく着手されておらず、今後も事業の実現可能性が認められない場合、設定の廃止を検討する必要があると考えられるもの            | 前坂野外スポーツ地域                |
| 自然保護を優先する観点から、レク森の設定の廃止を検討する必要があると考えられるもの   | 扇ノ山風景林                    |
| 森林としての現況がレク森としての適性に欠け、設定の廃止を検討する必要があると考えられるもの   | 白見自然観察教育林<br>高野山風景林       |
| 一旦、レク森区域から除外した国有林について、レク森として再設定する必要があると考えられるもの  | 北山自然観察教育林                 |

## 事例として取り上げた「レクリエーションの森」の所在地

| 府県別     | 所在する「レクリエーションの森」名                               |
|---------|---|
| 福 井 県   | 鉢伏山野外スポーツ地域、前坂野外スポーツ地域、松原風景林                    |
| 滋 賀 県   | 奥伊吹野外スポーツ地域、近江湖南アルプス自然休養林                       |
| 京 都 府   | スイス村森林スポーツ林                                     |
| 大 阪 府   | 明治の森箕面自然休養林、紀泉高原自然休養林                           |
| 兵 庫 県   | 北山自然観察教育林、札楽山森林スポーツ林、甲山野外スポーツ地域、扇ノ山風景林、宝塚自然休養林、 |
| 奈 良 県   | 春日山自然観察教育林、大和三山風景林、高取山風景林                       |
| 和 歌 山 県 | 白見自然観察教育林、高野山風景林、新宮風景林、紀泉高原自然休養林                |